

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 1 7 号
件 名	政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開を求めることについて
要 旨	<p>政務活動費については、新潟市議会政務活動費の交付に関する条例により、会派並びに議員は毎年度の政務活動費の収支報告書と領収書等を提出しなければならない、何人もその書類を閲覧することができるかとされています。</p> <p>しかしながら、収支報告書並びに領収書の閲覧は紙ベースの閲覧であり、身体障がい者は議会に赴けず、事実上、閲覧は絵に描いた餅に等しいのです。</p> <p>また仮に議会に赴いたとしても、収支報告書、領収書等が膨大であり、市民は1枚当たり10円の費用を要し、全部の収支報告書、領収書の写しを入手するには、場合により10万円を超える費用が必要になり、また請求の都度写しを作成する事務職員の負担も無視できません。</p> <p>こうした不十分な制度が、政務活動費の不正の温床をつくっており、富山市議会の政務活動費の不正事件も、誰もが簡単に収支報告書、領収書等の写しを入手できれば不正は防げた事件であります。</p> <p>政務活動費の使途を透明なものにするには、市民がいつでも、安価かつ簡単に政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。</p> <p>そのためには、議長に提出された収支報告書、領収書等を議会のホームページで公開し、誰でも簡単に、しかも安価で閲覧できるようにすることが必要です。</p> <p>一方、収支報告書、領収書等を議会のホームページで公開する自治体が急増しており、収支報告書、領収書等の議会ホームページでの公開は、時代の趨勢であります。</p> <p>以上の理由により、新潟市議会でも一日も早く、収支報告書、領収書等の議会ホームページでの公開を陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 29 年 2 月 17 日 議会運営委員会
受 理	平成 29 年 2 月 13 日 第 6 6 6 号